報　酬　一　覧

弁護士　脇　山　　拓
(制定 2004 年 4 月 1 日)
(改訂 2011 年 4 月 1 日)
(改訂 2021 年 4 月 1 日)

1　法律相談等

(1) 法律相談

初回市民法律相談料	45 分間 6,000 円 (税込 6,600 円)
一 般 法 律 相 談 料	30 分ごとに 5,000 円 (税込 5,500 円)

(2) 書面による鑑定料

基本額　10 万円（税込 11 万円）　協議のうえ決定

2　民 事 事 件

事　件　等	着　手　金	報　酬　金
(1) 訴訟事件，非訟事件，家事審判事件，行政審判等事件及び仲裁事件 経済的利益の額	8%＋税 100,000 円（税込 110,000 円）を最低額とする。	12%＋税
(2) 調停事件及び示談交渉事件 示談交渉から調停，又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，(1)又は(5)の 2 分の 1。	(1)又は(5)に準じる。 ただしそれぞれの額の 3 分の 2 に減額することができる。 100,000 円（税込 110,000 円）を最低額とする。	(1)又は(5)に準じる。 ただしそれぞれの額の 3 分の 2 に減額することができる。
(3) 契約締結交渉 経済的利益の額	2%＋税 30%の範囲内で増減額することができる。 100,000 円（税込 110,000 円）を最低額とする。	4%＋税
(4) 督促手続事件 経済的利益の額 督促手続が訴訟に移行したときの着手金は，(1)又は(5)の額と右着手金額との差額。 右報酬金欄のただし書の目的を達するため，民事執行事件を受任したときは，(1)～(3)とは別に，着手金は(1)の額の 3 分の 1，報酬金は(1)の	2%＋税 30%の範囲内で増減額することができる。 50,000 円(税込 55,000 円)を最低額とする。	(1)又は(5)の額の 2 分の 1。 ただし，依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときのみ。

額の４分の１を受け取ることができる。		
(5) 手形，小切手訴訟事件 経済的利益の額 通常訴訟に移行したときの着手金は，(1)の額と右着手金額との差額とし，報酬金は(1)に準じる。	4%＋税 30%の範囲内で増減額することができる。 50,000 円(税込 55,000 円)を最低額とする。	6%＋税 30%の範囲内で増減額することができる。 50,000 円(税込 55,000 円)を最低額とする。
(6) 離婚事件 ① 調停事件又は交渉事件 交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は，50,000 円(税込 55,000 円)。 調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は，100,000 円(税込 110,000 円)。 ② 訴訟事件	200,000 円 (税込 220,000 円) 300,000 円 (税込 330,000 円)	200,000 円 (税込 220,000 円) 300,000 円 (税込 330,000 円)
(7) 境界に関する事件 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は，右着手金額の２分の１。 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は，右着手金額の２分の１。	400,000 円 (税込 440,000 円) (1)の額が 400,000 円を上回るときは，(1)の額とする。 ただし，3 分の 2 に減額することができる。	400,000 円 (税込 440,000 円) (1)の額が 400,000 円を上回るときは，(1)の額とする。 ただし，3 分の 2 に減額することができる。
(8) 借地非訟事件 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は，右着手金額の２分の１。 調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は，右着手金額の２分の１。	300,000 円 (税込 330,000 円) ただし，3 分の 2 に減額することができる。	①申立人 申立が認められたときは借地権の額の２分の１を，相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の２分の１を，それぞれ経済的利益の額とし，(1)に準じる。 ②相手方 申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは借地権の２分の１を，賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは，賃料増額分の７年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益の額とし，(1)に準じる。 ただし，１②とも３分の２に減額することができる。
(9) 保全命令申立事件等 **① 仮差押･仮処分命令申立事件** 本案事件と併せて受任した	(1)の額の２分の１。 審尋又は口頭弁論を経たとき	事件が重大又は複雑なときは(1)の額の４分の１。

ときでも，本案事件の着手金及び報酬金とは別に受け取ることができる。 ② 保全執行事件	は，(1)の額の3分の2。 その執行が重大又は複雑なときに限り，①とは別に(10)①の額に準じて受け取ることができる。 ①②とも，100,000 円(税込110,000円)を最低額とする。	審尋又は口頭弁論を経たときは，(1)の額の3分の1。 ただし，①の手続のみにより本案の目的を達したときは，(1)の額に準じて受け取ることができる。 その執行が重大又は複雑なときに限り，①とは別に(10)①の額に準じて受け取ることができる。
(10) 民事執行事件等 **① 民事執行事件** 着手金及び報酬金は，本案事件に引き続き受任したときでも，本案事件の着手金及び報酬金とは別に受け取ることができる。	(1)の額の2分の1。	(1)の額の4分の1。
② 執行停止事件	(1) の額の2分の1。 ただし，本案事件に引き続き受任するときは，①の額の3分の1。 ①②とも，50,000 円(税込55,000円)を最低額とする。	執行停止事件が重大又は複雑なときは(1)の額の4分の1の額を受け取ることができる。

事件等	着手金		報酬金
(11) 倒産整理事件 ①～⑥に関する保全事件の報酬は着手金に含まれるものとする。	①同時廃止が見込まれる自然人の自己破産 ②管財事件となる見込みの自然人の自己破産 ③自己破産以外の破産 ④会社整理 ⑤特別清算 ⑥会社更生	25万円 (税込275,000円) 30万円 (税込33万円) 50万円 (税込55万円) 100万円 (税込110万円) 100万円 (税込110万円) 200万円 (税込220万円)	事件終結までの執務量を着手金額と比較して算定する。当初予想の範囲内の場合は受け取らない。
(12) 民事再生事件 ①～③に関する保全事件の報酬は着手金に含まれるものとする。	① 法人の民事再生 ②個人の民事再生 ③小規模個人再生及び給与所得者等再生	100万円 (税込110万円) 50万円 (税込55万円) 30万円 (税込33万円)	①②開始決定から手続終了までの報酬として，依頼者との協議により，月額で定める報酬を受ける。 ③返済を代行する場合，依頼者との協議によ

			り，月額で定める報酬を受ける。
(13) 任意整理事件	①非事業者の任意整理(債権者1名につき) ②事業者の任意整理	30,000円 (税込33,000円) (12)①の額に準じる。	①②依頼者との協議の上，決定する。
(14) 行政上の不服申立事件	(1)の額の3分の2。 審尋又は口頭審理等を経たときは，(1)に準じる。 100,000円(税込110,000円)を最低額とする。		(1)の額の2分の1。 審尋又は口頭審理等を経たときは，(1)に準じる。

3　刑事事件

(1) 事案簡明な事件	着　手　金	報　酬　金
①　起訴前	200,000円 (税込220,000円)	依頼者と協議
② 起訴後 起訴前に受任し引き続き受任するときは，起訴前の着手金の2分の1。	200,000円 (税込220,000円)	

(2) 再審請求事件の(1)以外の事件	着　手　金	報　酬　金
①　起訴前	300,000円 (税込330,000円)以上	依頼者と協議
② 起訴後 起訴前に受任し引き続き受任するときは，右着手金を受けることができる。	300,000円 (税込330,000円)以上	

(3) 再審事件	300,000円 (税込330,000円)以上	依頼者と協議

(4) 検察官の上訴取下げ等

費やした時間及び執務量を考慮のうえ決定。

(5) 保　釈　等

(1)・(2)と別に相当額。

(6) 告訴・告発等

着手金	10万円 (税込11万円)以上。	報酬金	依頼者と協議

4　少年事件

着手金	30 万円(税込 33 万円)	報酬金	30 万円(税込 33 万円)

5　手　数　料

(1) 裁判上の手数料	証拠保全 即決和解 簡易な家事審判	200,000 円(税込 220,000 円)以上。 100,000 円(税込 110,000 円)以上。 50,000 円(税込 55,000 円)以上。
(2) 裁判外の手数料	法律関係調査 契約書作成 内容証明郵便作成 遺言書作成 簡易な自賠責請求	50,000 円(税込 55,000 円)以上。 100,000 円(税込 110,000 円)以上。 20,000 円(税込 22,000 円)以上。 100,000 円(税込 110,000 円)以上。 給付金額の 2%（30,000 円を最低額とする）税込 33,000 円以上。
(3) 任意後見及び財産管理・身上監護	契約に先立って，把握すべき事情等を調査する場合の手数料	(2) の法律関係調査の手数料に準じる。
	委任事務処理	弁護士報酬　月額 5,000 円 (税込 5,500 円)以上。 ただし，日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は裁判手続等を要した場合は，別に受けることができる。
	契約締結後，その効力が発生するまでの間，訪問して面談する場合	1 回 5,000 円(税込 5,500 円)以上。

6　時　間　制

1 時間ごとに 10,000 円(税込 11,000 円)以上とする。（あらかじめ相当額を預る場合がある）

7　顧　問　料

(1) 非事業者	年額　6 万円(税込 66,000 円) 月額 5,000 円(税込 5,500 円)
(2) 事 業 者	月額　5 万円(税込 55,000 円)

8　日　　当

(1) 往復 2 時間未満(山形地家裁鶴岡支部及び酒田支部，鶴岡簡裁，酒田簡裁)	0 円
(2) 往復 2 時間以上 3 時間未満(山形地家裁本庁，山形簡裁など)	3 万円(税込 33,000 円)
(3) 往復 3 時間以上(仙台高裁本庁，同秋田支部など)	5 万円(税込 55,000 円)
(4) 片道の時間に関わらず，往復するために暦日で 2 日間以上かかる場合	1 日あたり 5 万円 (税込 55,000 円)

依頼者と協議のうえ，増減することができる。

9　実　費　等

(1) 実　　費

収入印紙代，郵便切手代，謄写料，交通通信費，宿泊料，保証金，保管金，供託金等

(2) 交 通 機 関

最高運賃の等級を利用することができる。